



2 0 0 6 - 0 0 8
2 0 2 0 年 7 月 1 日

企業主導型保育事業ご担当者 様

公益財団法人児童育成協会

企業主導型保育事業助成要領等の改正について

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「企業主導型保育事業補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）が内閣府から発出されたことを受け、「企業主導型保育事業助成要領」（以下「助成要領」という。）及び「助成申請、運営にあたっての留意事項」の改正を行いました。実施要綱・助成要領の主な改正点は下記の通りです。

つきましては、下記の内容をご確認いただいた上で、別添通知の趣旨・内容をご理解いただき、円滑な事務手続きについてご協力をお願いいたします。

記

1. 「企業主導型保育事業助成要領」、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」における主な改正点（共通事項）

(1) 「利用者負担額減免臨時給付費」の追加

新型コロナウイルス感染症の感染防止等を図るため企業主導型保育実施事業者が臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請を行ったことにより、当該保育施設を欠席した児童の利用料を欠席日数に応じて助成するための「利用者負担額減免臨時給付費」を臨時的に追加。（助成対象期間：令和2年4月から6月まで）

(2) 大規模修繕等の取扱いの変更

従来整備費の助成対象としていた「大規模修繕等」の区分を廃止し、運営費の加算として「改修支援加算」及び「改修実施加算」を創設した上で、当該加算の基準額を新たに設定。

(3) 処遇改善等加算Ⅱの配分方法の変更

処遇改善等加算Ⅱにおいて副主任保育士等に係る賃金改善額を4万円とする職員の人数について「加算額の算定対象人数（人数A）の1/2以上」を「1人以上」

※「人数A」に2分の1を乗じて得た人数が1人未満の場合は、0人に緩和

(4) 単価表の改正

全体的に単価を引上げ。（人件費の増などを反映）



預かりサービス加算（一般型）の単価表の延べ利用児童数を拡充。
預かりサービス加算（余裕活用型）に「特別支援児童加算」を追加。

2. 「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」における主な改正点

新規申請施設の審査方法として、地方自治体から保育施設の設置に関する推薦があった申請者を評価することを明確化。

3. 「企業主導型保育事業助成要領」における主な改正点

(1) 違反事項に関する規定の追加

- ① 企業主導型保育の助成の取消し等を受けた実施事業者への措置を追加。
- ② 実施機関による指導・勧告を受けても改善がみられない事業実施者への措置を追加。
- ③ 整備費の助成決定事業者において一定の期間経過後、合理的な理由がなく施設の運営を開始しない場合の措置を追加。
- ④ 企業主導型保育事業の助成に関する事業完了の報告書類を提出しない事業実施者への措置を追加。

(2) 助成申込の際の提出書類の追加

(3) 助成金の交付に関する規定の追加

- ① 「月次報告」による支弁を明記。
- ② 助成金の受領の際に専用口座を設けることを追記。
- ③ 助成金交付の差し止めに関する規定を追記。

(4) 整備に係る事業完了後の現地確認を追加。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部 相談支援室

電話 03-5357-1139

(9:45~17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>